

資料2

1月28日 食品衛生分科会資料

## 審議事項に関する資料

BSE対策の再評価について

# 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しの概要について

平成25年1月  
食品安全部

## 1. 経緯

BSE 対策の見直しについては、平成24年11月6日の食品衛生分科会・伝達性海綿状脳症対策部会合同会議で諮問・報告を行って以降、パブリックコメント及び一般への説明会を行った。また、輸入措置についてはこれらに加え、輸出国政府との協議及び現地調査を行った。

## 2. BSE 対策の見直しについて（脊柱以外）【報告事項】

### （1）国内措置の見直しについて

食品安全委員会の評価結果に基づき、関係省令を改正して、以下のような見直しを行う。

#### 【と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）】（新旧案は参考1）

- ・ 現行の特定部位である全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髓及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髓を除外する。
- ・ BSE 検査の対象となる牛の分別管理についての規定を追加する。※
- ・ 30か月齢以下の頭部（舌及び頬肉を除く。）及び脊髓を食用に供する場合の分別管理や汚染防止の規定を追加する。※
- ・ 特定部位と分別管理されていないその他の部位による枝肉等の汚染を防止することとする。
- ・ 特定部位と分別管理されていないその他の部位についても、焼却することとする。
- ・ と畜検査の検査申請書に、月齢、出生の年月日及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に規定する個体識別番号を記載することとする。

（注）※については、さらに具体的な分別管理の方法を、ガイドラインで示す予定。

（参考2参照）

#### 【厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）】

（新旧案は参考1）

- ・ BSE 検査の対象月齢を、現行の20か月齢超から30か月齢超に引き上げる。
- ・ 現行の特定部位である全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髓及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髓を除外する。

### （2）輸入措置の見直しについて

#### （ア）輸出国政府との協議の概要

食品安全委員会の評価結果の範囲内で、以下のとおり対日輸出条件を定めた。

（各国の条件の詳細については、参考3参照）

### 【輸入対象】

アメリカ、カナダ及びフランスについては、30か月齢以下の牛肉及び内臓  
オランダについては、12か月齢以下の牛肉及び内臓

### 【SRMの範囲】

全月齢の扁桃及び回腸遠位部

また、以下について、輸出国において対応することとなった。

- ・月齢確認手続きの実施
- ・対日輸出適格品とSRM等対日輸出不適格品の分別管理の実施
- ・輸出国国内規制及び対日輸出条件の遵守に関する検証
- ・対日輸出条件に適合する旨の衛生証明書の添付

なお、アメリカについては、一定期間経過後、対日輸出条件の遵守状況を踏まえた検疫措置等の見直し及びBSE対策に関する措置の継続協議を行うこととなった。

### (イ) 現地調査

アメリカ・カナダ：平成24年12月16日～22日

オランダ・フランス：平成25年1月9日～17日

(各国の調査概要については、参考4参照)

## 3. 脊柱について [諮問事項]

### (1) 脊柱に関する規制の概要

- ① 牛海绵状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛(以下「特定牛」という。)の肉を、一般消費者に直接販売する場合は、脊柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。)を除去しなければならない。
- ② 特定牛の肉から脊柱を除去する場合は、背根神経節による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場所の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行わなければならない。
- ③ 特定牛の脊柱を原材料として使用して、食品、添加物又は器具若しくは容器包装を製造し、加工し、又は調理してはならない。
- ④ 特定牛の脊柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを食品、添加物又は器具若しくは容器包装の原材料として使用する場合にあっては、上記の限りではない。

### (2) SRMの範囲に関する食品健康影響評価の概要（食品安全委員会答申より）

(ア) 平成24年10月22日付け府食第931号(参考5)

### 【国内措置】

頭部(扁桃を除く。)、脊髓及び脊柱について、SRMの範囲が「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

## 【輸入措置】

米国、カナダ、フランス及びオランダに係る輸入措置に関し、頭部（扁桃を除く。）、脊髓及び脊柱について、SRMの範囲が「全月齢」（フランス及びオランダについては「輸入禁止」）の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

### （イ）平成24年11月19日付け府食第1007号（参考6）

脊柱の範囲から新たに除外される頸椎の横突起及び棘突起、胸椎及び腰椎の棘突起並びに正中仙骨稜はBSEプリオンが蓄積する部位ではなく、脊柱の除去は背根神経節による汚染を防止する方法で行わなければならないとする現行の規定は維持されることから、人の健康に及ぼす影響が変わるものではない。

なお、除去すべき部位として背根神経節を明示すべきである。

## （3）今後の脊柱に関する規制について

食品安全委員会の評価結果に基づき、特定牛の範囲及び脊柱の範囲を以下のとおりとする。

### 【特定牛の範囲】

食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められた国で飼養された30月齢以下の牛について、特定牛の範囲から除く。

### 【脊柱の範囲】

頸椎横突起・棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜を、除去すべき脊柱の範囲から除外する。また、脊柱の範囲に背根神経節が含まれていることを明示する。

## （4）規格基準（案）

上記を踏まえ、規格基準を以下のとおり改正する（下線が改正部分）。（新旧案は参考7）

### 【食品一般の製造、加工及び調理基準】

8 牛海綿状脳症（牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。）の発生国又は発生地域において飼養された牛（食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された、月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。以下「特定牛」という。）の肉を直接一般消費者に販売する場合は、脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）を除去しなければならない。この場合において、脊柱の除去は、背根神経節による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場所の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行われなければならない。

食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の脊柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合については、この限りでない。

## 【添加物一般の製造基準並びに器具及び容器包装の製造基準】

食品一般の製造、加工及び調理基準の「特定牛」及び「脊柱」の規定を用いて基準が設定されているが、食品で使用可能となるものは添加物等に使用しても差し支えないと考えられるため、これらの製造基準について、引き続き食品一般の製造、加工及び調理基準と同様の定義を用いることで、食品に関する改正と同様の取扱いとする。

### ○添加物の規格基準 E 製造基準

4. 添加物を製造し、又は加工する場合は、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の脊柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合については、この限りでない。

### ○器具及び容器包装の規格基準 F 器具及び容器包装の製造基準

4. 器具及び容器包装を製造する場合は、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の脊柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合については、この限りでない。

## (5) 規格基準の運用

### (ア) 安全性を確認した国又は地域について

規格基準の改正案にある食品安全基本法第11条に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、別途示すこととする。なお、現時点においては、日本、米国、カナダ、フランス及びオランダの5か国が対象とする。

### (イ) 食肉処理業者等における取扱いについて

脊柱の分別管理等に関する取扱いについては、別途ガイドラインを示すこととする。  
(参考2参照)

## 4. パブリックコメント及び一般への説明会の結果について

### (1) パブリックコメントについて

募集期間 平成24年11月20日～平成24年12月19日(30日間)

【国内措置】 104件(詳細については、参考8参照)

#### (主な意見)

- ・検査対象月齢及びSRMの範囲の見直しに慎重な意見
- ・月齢による分別管理の適切な実施を求める意見
- ・丁寧なリスクコミュニケーションを求める意見

【輸入措置】 521件(詳細については、参考9参照)

#### (主な意見)

- ・月齢制限及び輸入国並びにSRMの範囲の見直しに慎重な意見
- ・米国に関する輸入規制緩和に懸念を示す意見

- ・食品安全委員会の評価の前提となっている、管理措置の検証を求める意見
- ・輸入時検査の適切な実施や、輸入条件違反があった場合の厳格な対応を求める意見
- ・丁寧なリスクコミュニケーションを求める意見

## (2) 一般への説明会について（詳細については、参考10参照）

主催：厚生労働省、食品安全委員会、消費者庁（質疑対応：農水省）

東京 1月22日（火） 参加者217名

大阪 1月24日（木） 参加者199名

（主な意見）

- ・非定型BSEのリスクに懸念を示す意見
- ・全頭検査の見直しを求める意見
- ・米国での管理（飼料管理、サーベイランス、月齢確認）に懸念を示す意見
- ・輸入牛肉の混載事例への懸念を示す意見

## 5. その他

BSE非発生国についても、BSEが発生した場合にSRM使用食品の回収が必要となるため、混乱防止の観点から、SRMの輸入自粛を指導している。今後、食品安全委員会でリスク評価が終了したBSE非発生国については、輸出国政府と協議の上、輸入自粛対象から除外する。（「輸入牛肉等の安全確保について」（平成16年7月30日付け食安監発第0730003号）の改正）

## 6. 今後の予定（案）

1月31日 輸入食品、特に輸入牛肉の安全確保対策に関する意見交換会（仙台）

2月1日 国内措置見直しの省令改正

脊柱に係る告示改正・施行

輸入条件見直しの通知改正・施行

2月4日 輸入食品、特に輸入牛肉の安全確保対策に関する意見交換会（横浜）

2月5日 輸入食品、特に輸入牛肉の安全確保対策に関する意見交換会（福岡）

4月1日 国内措置見直しの省令施行

※食品安全委員会では、国内措置の検査対象月齢及び輸入措置の月齢制限について、更なる月齢の引上げについて審議中。国内措置のBSE検査費用の国庫補助（21か月齢以上）については、本年4月の30か月齢超への検査対象月齢の見直し段階では継続することとし、食品安全委員会の2次答申の際に補助対象月齢を見直す。

(参考資料)

- 参考1：と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文（案）
- 参考2：特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン（案）
- 参考3：各国の対日輸出条件
- 参考4：各国の現地調査概要
- 参考5：食品健康影響評価の結果の通知について（平成24年10月22日付け府食第931号）（要約抜粋）
- 参考6：食品健康影響評価について（回答）（平成24年11月19日付け府食第1007号）
- 参考7：食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件新旧対照条文（案）
- 参考8：「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」に関する意見の募集について寄せられた御意見について
- 参考9：「牛海綿状脳症（BSE）発生国からの牛肉等の輸入に関する措置の見直し（案）」に関する意見の募集について寄せられた御意見について
- 参考10：牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する一般向け説明会概要
- 参考11：牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて

(参考) 現行と見直し案の SRM (特定危険部位) の比較

< 現 行 >

SRM		全月齢
頭部	舌	非該当
	頬肉	非該当
	扁桃	該当
	舌、頬肉及び扁桃以外	該当
脊髄		該当
回腸遠位部		該当
脊柱（※）		該当

< 見 直 し 案 >

30か月齢以下	30か月齢超
非該当	非該当
非該当	非該当
該当	該当
非該当	該当
非該当	該当
該当	該当
非該当	該当

(※脊柱のみ食品衛生法で規制)

